

## 令和8年度県外スタートアップ呼び込み強化事業業務委託仕様書

### 1 目的

秋田県では、令和5年度に策定した「秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針」に基づき、令和6年度からスタートアップ支援の取組「AKISTA（アキスタ）」を運営し、その中で、本県で活動するスタートアップを増やすため、県外スタートアップの県内での実証支援に取り組んでいる。

本業務は、県外スタートアップと本県関係者の相互交流を一層促進し、本県を起点にした事業アイデア・ビジネスモデルを生み出す仕組みの構築や、県外スタートアップの実証・実装支援を通じて、本県で活動するスタートアップを増やし、スタートアップ・エコシステムの形成を推進することを目的とする。

※企画・運営にあたっては下記を参照のこと

- ・（別紙）秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針
- ・秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-S-T-A」（以下、「A-S-T-A」という）内のスタートアップ特設ページ（<https://a-sta.a-iju.jp/startup>）

### 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託業務の内容等

（1）～（3）に基づき、本県と親和性が高く、成長ロールモデルとなりうるスタートアップ（※）を県外から呼び込むための取組を企画・運営すること。

※ターゲットとする県外スタートアップのイメージ

全国で最も高い少子高齢化率等を起因とする社会課題や、豊富な自然・再生可能エネルギー等の地域資源等を、新たな技術やサービスによりビジネス資源に転換し、本県を起点に大きく成長を目指すスタートアップ

#### （1）本県を起点にした事業アイデア・ビジネスモデル創出の促進

県外スタートアップが、県内関係者と交流し本県への理解を深め、「本県で実施する意義が高くかつ成長性の高い事業アイデア・ビジネスモデル」を創出することを目指し、交流イベント及び現地視察を実施すること。

なお、取組にあたっては、県外スタートアップへ効果的・効率的にアプローチするため、首都圏等にあるスタートアップが集積する拠点（以下「SU集積拠点」と言う。）と連携することとし、企画提案にあたっては、連携先、選定理由、連携手法、想定される効果を明記すること。

#### ①首都圏等での交流イベントの開催（1回）

- ・本県での実証に関心のある県外スタートアップ・関係者と、スタートアップとの連携・協業に関心のある県内自治体・地域事業者等を参加対象に、交流イベントを企画し、実施すること。
- ・実施にあたっては、対象者が参加しやすくかつ事業目的の達成に有効な日時・会場・内容とし、参加者数は30人程度を目標とすること。
- ・参加者の募集にあたっては、SU集積拠点と連携のうえ、より親和性の高いスタートアップの参加を促すこと。

#### ②県内現地視察のコーディネート（1回）

- ・本県での実証に関心のある県外スタートアップ・関係者が、県内の関係先やキーマンを訪問し、本県の強みや課題に触れるとともに協力関係の構築に繋がる現地視察を企画し、実施すること。
- ・実施にあたっては、対象者が参加しやすくかつ事業目的の達成に有効な日時・行程・内容とし、県外からの参加者は10人程度を目標とすること。
- ・参加者の募集にあたっては、①の交流イベントの参加者にも個別に案内するなど、積極的に参加を促すこと。

### ③その他共通事項

- ・①、②は、時期や内容などを連動させて効果的に実施すること。
- ・①、②の終了後、参加者が、実証等の具体的な次のステップに進むことができるよう、参加者の状況に合わせて、情報提供や関係機関への繋ぎ込み等を行うこと。
- ・参加者の旅費（秋田・首都圏間の移動や宿泊に係る経費等）は、原則自己負担とする。なお、講師・登壇者等はこの限りではない。
- ・それぞれ参加者へのアンケート等、効果測定の手法を提案・実施すること
- ・県内関係者との連携にあたっては、AKISTAプラットフォームを十分に活用すること。

## (2) 県外スタートアップの実証・実装事業のサポート

### ①補助金審査会の運営

- ・下記2つの補助制度について、審査基準の策定、外部審査員の調整（2名程度。謝金・旅費の支払い含む）、応募者からの申請書の受付、書類審査及びプレゼン審査会を実施すること。なお、採択者への補助金の支払いやそれらに係る事務は県が直接実施する。

#### 【補助制度の概要（予定）】

##### ア) 県外スタートアップ呼び込み強化支援事業費補助金（実証枠）

対象事業：県外スタートアップによる県内をフィールドに実施する実証

上限等：補助上限 100万円、補助率 1/2以内

対象経費：実証実験に要する経費

対象期間：県の交付決定があった日から令和8年2月末日まで

運営手法：下記を想定しているが、募集や審査会の開催時期など、より効果的と考えられる運営手法がある場合は提案すること。最終的な手法については、県と協議の上、決定する。

#### 【想定】

- ・5月中を目処に募集を開始し、10月頃まで随時応募を受け付け
- ・審査会は申請状況に応じて、月1回程度開催
- ・予算額（500万円）に達した場合は、その時点で募集を終了

##### イ) 県外スタートアップ呼び込み強化支援事業費補助金（実装枠）

対象事業：県外スタートアップによる実証後の再検証や社会実装に向けた検証（過去に県内で実証実験の実績がある県外スタートアップが対象）

上限等：補助上限 100万円、補助率 1/2以内

※県内での実証後、AKISTA立地認定（仮称）による認定スタートアップは補助率2/3

対象経費：実証後の再検証や社会実装に向けた検証に要する経費

対象期間：県の交付決定があった日から令和8年2月末日まで

運営手法：下記を想定しているが、募集や審査会の開催時期など、より効果的と考えられる運営手法がある場合は提案すること。最終的な手法については、県と協議の上、決定する。

#### 【想定】

- ・5～7月頃を目処に募集し、8月頃に審査会を1回開催。
- ・予算額は100万円だが、応募・採択状況によっては再募集も想定する。
- ・実証枠の審査会と同日開催とすることも可能とする。

### ②補助金採択者への伴走支援

- ・AKISTAプラットフォーム構成者等と連携した事業運営サポート、関係者間の調整、個別メンタリング、実証成果のとりまとめや取組のPR等について、受託者の知見やノウハウを生かした効果的な体制や手法を提案・実施すること。

### ③その他

- ・応募者からの申請書の受付にあたっては、県外スタートアップから実証の相談を受け付けているAKISTAプラットフォームのオンライン相談窓口とも連携し、スムー

ズな申請手続きとなるよう調整を図ること。

- ・県外スタートアップと連携した県民のスタートアップに対する理解促進や、将来的な県外スタートアップの誘致につながるような取組を、積極的に提案・実施すること。

(3) 事業運営に係る留意事項

- ・県外スタートアップと県内関係者間の各種調整にあたっては、対応のスピード感や文化、考え方の違いなどに配慮すること。
- ・事業運営にあたっては、本事業単体で完結させるのではなく、AKISTAプラットフォームや、関係機関の関連事業と効果的に連携して、事業効果を高めること。
- ・事業終了後も、県外スタートアップや県内関係者が、自立的に取組を進めていくことができるような支援を実施すること。

4 企画提案に係る留意事項

- ・提案する内容は、業務目的の達成に有効かつ実効性を備えているものとする。
- ・提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制を示すこと。
- ・提案に係る経費の内訳を示すこと。
- ・本業務は、国の「地域未来交付金」を充当して実施することから、特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経費は委託経費に含めることができない。（例：イベント参加者に配布するノベルティやプレゼント等の経費）

5 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (4) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。